

高知県立大学不正防止計画

項目	不正発生要因	対応策
機関内の責任体系の明確化	時間の経過に伴う責任意識の低下。	最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者等の役割、責任の所在・範囲と権限を規程等にて明確に定め、責任体系を学内には教育研究審議会にて周知し、学外にはHPにて公表する。
		本不正防止計画の進捗状況や内部監査の結果等は最高管理責任者に報告のうえ、その指示のもと適切な対策を講じる。
ルール of 明確化・統一化	ルールと運用の乖離による、ルールに基づかない手続きの常態化。	科研費執行マニュアルを必要に応じて見直し、使用ルールを周知することにより、適正運用の徹底を図る。
職務権限の明確化	事務分掌や決裁権限が実態と乖離し、責任の所在が不明確。	会計職務に関する権限と責任を明確にし、これを各種マニュアルに明示し、周知する。
関係者の意識向上	研究費が税金等によって賄われていることに対する意識の低下、そして不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという誤った認識。	コンプライアンス推進責任者及び不正防止計画推進部署は、全ての研究費執行者を対象にコンプライアンス教育を企画・実施し、研究費執行者に対して当該教育（研修）への参加を促し、理解度を測るためのチェックシートを提出してもらう。
		コンプライアンス推進責任者及び不正防止計画推進部署は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員を対象に啓発活動を行い、不正行為を行わない旨の誓約書を新規採用者（派遣職員含む）より提出してもらう。

高知県立大学不正防止計画

項目	不正発生要因	対応策
研究費の適正な運営・管理活動	研究計画と予算の執行の不整合や計画性のない予算執行。	総務部財務課は、コンプライアンス推進責任者及び不正防止計画推進部署と連携し、予算の執行状況について定期的なモニタリングを実施し、適正かつ計画的な予算執行を促し、年度末に執行が集中する等、計画性のない予算執行を行う研究者に対し、必要に応じてヒアリングを行う。
	見積書提出時に予算特定がなされていない。	予算特定がなされていない見積書の提出があった場合は、研究者に返却し、予算を記載するよう促す。
	旅行命令伺における記載内容や添付資料の不備や旅行実態の確認が不十分である。	旅行実態の検証を可能とするため、用務内容、訪問先、宿泊先、研究との関わりをシステムにて申請時に入力することを旅費支給の原則とし、カラ出張や旅費の不正受給を防止する。また、内部監査において、出張者へのヒアリングを行い、出張の概要説明、必要に応じて追加資料の提出を求め、旅行報告と旅行実態の整合性に関する確認を行う。
	業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などを防止する対策が講じられていない。また、プログラム・デジタルコンテンツ等の開発・作成、機器の保守・点検において、適正な検収が行われていない恐れがある。	文部科学省が実施する履行状況調査で指摘を受けた検収の取扱いについて、関係部署の協議を行い、規程改正を行う。
	研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	事務処理において疑義が生じた物品については、研究者に購入目的の確認等を行う。
	研究機関にて管理を行う5万円以上10万円未満の換金性の高い物品について、管理が不十分。	「5万円以上10万円未満の換金性の高い物品」の定義を明確にし、研究者に周知を行う。

高知県立大学不正防止計画

項目	不正発生要因	対応策
情報発信・共有化の推進	研究費の使用に関する相談や不正使用に関する告発等窓口の説明が不十分なことから、形骸化している。	研究費の使用に関する相談や告発等の窓口について、本学のホームページに分かりやすく掲載する。
モニタリングの在り方	実効性のある監査が実施されていない。	高知県立大学競争的資金等事務取扱要領第14条に基づいて実施する内部監査のうち、リスクアプローチ監査において、抜き打ち監査等を実施する。

附 則

この計画は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この計画は、令和6年4月1日より施行する。